

令和7年（2025年）度
上麻生東町内会
定期総会資料



令和7年度会長挨拶



会長 平野 光明

町内会員の皆様へ

日頃より町内会活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび会計監査も無事に終了し、定期総会の開催に向けた準備を進めております。これもひとえに、皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

本年度の活動報告や今後の方針など、大切な内容をご説明する機会となりますので、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、ぜひ一人でも多くの皆様にご参加いただけますと幸いです。直接ご意見をいただける貴重な場でもございますので、どうぞお気軽にお越しください。

また、総会終了後にはささやかながら懇親会も予定しております。会員同士の交流を深める良い機会となればと思っておりますので、こちらもぜひご参加ください。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

今後とも町内会活動へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



年度をまたいで見ごろを迎える麻生川の『桜まつり』気持ちよくお花見ができるように理事でシフトを組んで清掃&パトロールを実施してきました。桜って素敵ですね



令和7年4月27日に行われた令和6年度定期総会において、全ての議案が可決され、滞りなく閉会しました。そして新体制にて令和7年度が改めてスタートを切りました。

《白根会館にて開催》





夏祭りの会場ごみ袋や会場飾り花など、参加してくれる方々の笑顔イメージしながら楽しく準備を進めました。



麻生太鼓・岡上太鼓のリズムに乗せて、麻の会の盆踊りで会場は大盛り上がり！

たくさんの演者さん、出店者さんのおかげで、会場は楽しいお祭りモード全開！
会場警備は消防団上麻生班・交通安全協会さんが協力してくれました。皆さんありがとうございました。



2025上麻生東納涼盆踊り大会のスローガン
『地域のきずな、みんなの笑顔で！』

花火とても綺麗でした



令和7年度 定期 総会 資料

総会開催日時：2026年4月26日（日）14：00より

開催場所：白根会館

1. 令和7年度事業報告	P6~7
2. 令和7年度会計報告	
(1) 一般会計	P8
(2) 会館会計	P9
(3) 資源回収会計	P10
(4) 災害時特別準備金会計	P11
3. 令和7年度会計監査報告	
4. 細則第4条 役員の慰労金 一部変更の報告	P12

議 案

1. 令和8年度事業計画（案）	P13
2. 令和8年度予算・一般会計（案）	P14
3. 新任理事、役員体制（案）	P15

添付

会則・細則

P16~19

令和7年度 事業報告

月	事業詳細
4	第1回定例理事会 令和6年度組長及び退任理事へ慰労金贈呈 令和7年度新入学児童へお祝い品贈呈（6名） 令和7年度組長確認 令和6年度定期総会 集合開催（4月27日） 納涼盆踊り大会小委員会設置 麻生川桜まつり清掃パトロール実施
5	第2回定例理事会(5月11日) 納涼盆踊り大会開催決定 納涼盆踊り大会小委員会会議開催 麻生区町会連合会総会出席 自主防災組織総会出席 令和7年度理事の役割確認 町内会費徴収・赤十字共同募金運動推進活動 町会だより78号発行
6	第3回定例理事会 麻生防犯協会・麻生防火協会・社会福祉協議会等々、総会書面参加 納涼盆踊り大会案内状発送 納涼盆踊り大会小委員会開催 上麻生東町内会自主防災隊 組織編成の確認 防災資機材及び備品等確認（棚卸し） 自主防災訓練日決定（12月14日）
7	第4回定例理事会 麻生区廃棄物減量指導員連絡協議会出席（7月2日） 納涼盆踊り大会開催（7月19日） 防犯灯新設要望書提出/1か所（川崎市）
8	第5回定例理事会 納涼盆踊り大会次年度へ向けての意見交換実施 敬老の日贈呈品の選定 9月実施予定の市内統一美化活動の確認 町会だより79号発行
9	第6回定例理事会 市内統一美化活動実施（9月29日） 敬老の日 対象者「119名（内共白髪30組）」へお祝い品贈呈 避難所運営検討会議出席(柿生中学校にて開催) どんど焼き開催決定（令和8年1月11日）

月	事業詳細
10	第7回定例理事会 あさお区民まつり協賛 どんど焼き開催に向け協議 自主防災訓練の内容協議 赤い羽根共同募金 町内会より寄付 あさお区民まつり参加（10月12日） あさお区民運動会参加（10月19日）
11	第8回定例理事会 年末・年始の行事の確認・どんど焼き内容確認 12月開催の自主防災訓練最終確認 令和8年度理事役員構成を検討 定期総会開催方法及び開催日決定（4月開催） 麻生区廃棄物減量指導員連絡協議会出席
12	第9回定例理事会 麻生区廃棄物減量指導員連絡協議会出席（12月2日） 麻生区総合防災訓練参加（12月6日） 自主防災訓練開催 場所：柿生小学校（12月14日） どんど焼き準備確認 年末たすけあい募金 町内会より寄付 防犯灯新設設置決定/1か所(川崎市) 大掃除実施 白根会館周辺 館内清掃
1	第10回定例理事会（1月11日） 麻生地区消防出初式参加（1月11日） どんど焼き開催（1月11日悪天候の為、12日順延） 定期総会 総会資料の確認 令和8年度役員・理事候補の確認
2	第11回定例理事会 令和8年度 新入学児童調査配布 麻生川桜まつり打合せ参加（2月19日） 令和7年度麻生区防災のつどい参加（2月18日） 麻生区町会連合会視察研修会参加（2月26日） 令和8年度第1回麻生区総合防災訓練打ち合わせ会議（2月26日） 町会だより80号発行
3	第12回定例理事会 定期総会開催について協議 令和8年度理事候補の最終確認 麻生川桜まつり役割分担確認及び清掃パトロール実施 令和7年度自主防災組織リーダー等養成研修会参加（3月9日） 麻生区廃棄物減量指導員連絡協議会出席（3月13日） 麻生区町会連合会町会長・自治会長会議参加（3月25日）
他	

令和7年度一般会計決算報告書

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	3,523,492	3,523,492	0	
町会費	1,800,000	1,760,750	△ 39,250	
寄付金	400,000	469,122	69,122	納涼大会等々
繰入金	281,959	281,959	0	資源回収会計から
その他	200,000	676,127	476,127	行政助成金等々
合計	6,205,451	6,711,450	505,999	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
総務部	2,850,000	2,870,508	20,508	
広報部	100,000	75,235	△ 24,765	
生活環境部	50,000	39,563	△ 10,437	
防災部	300,000	474,811	174,811	
負担金	81,462	82,062	600	町会連合会等々
予備費	2,823,989	0	△ 2,823,989	
繰越金	0	3,169,271	3,169,271	
合計	6,205,451	6,711,450	505,999	

上記の通りご報告致します。

上麻生東町内会

会長

平野 光明



会計

伊藤 雅浩



監査した結果、正確に収支されていることを認めます。

令和 8年 4月 5日

監事

鍋島 将行



監事

月村 高吉



令和7年度 会館会計収支報告書

自 令和7年 4月 1日

至 令和8年 3月31日

収入の部

(単位 : 円)

科 目	金 額	適 用
繰越金(前期から)	322,145	現金 2,592 普通預金 319,553
会館使用料	106,500	第一親和会、上麻生東町内会、 上麻生少年野球部、その他
雑収入	571	預金利息
合 計	429,216	

支出の部

科 目	金 額	適 用
水道光熱費	67,817	水道料金 15,708 電気料金 52,109 ガス料金 0
消耗品	0	
修繕費	0	
設備費	0	
雑費	0	
その他	0	
繰越金(次期へ)	361,399	現金 8,092 普通預金 353,307
合 計	429,216	

上記の通りご報告致します。

上麻生東町内会

会 長

平野光明



会 計

宇津木 茂夫



監査した結果、正確に収支されていることを認めます。

令和8年4月5日

監 事

月村 高吉



監 事

鍋島 将行



令和7年度 資源回収会計収支報告書

自 令和7年 4月 1日

至 令和8年 3月 31日

収入の部

(単位：円)

科目	金額
前年度繰越金	563,919
資源集団回収奨励金 * 9月末	277,830
* 3月末	241,440
奨励金小計	519,270
預金利息	735
合計	1,083,924

支出の部

(単位：円)

科目	金額
回収業者支払手数料 * 7月	0
* 10月	0
* 1月	0
* 3月	0
支払手数料小計	0
令和7年一般会計繰入金 * 6月	281,959
災害時特別準備金口座入金 * 1月	281,960
支出小計	563,919
次年度繰越金	520,005
合計	1,083,924

上記の通りご報告致します。

上麻生東町内会

会長

平野 光明



会計

宇津木 茂夫



監査した結果、正確に収支されていることを認めます。

令和 8年 4月 5日

監事

月村 高吉



監事

鍋島 将行



令和7年度 災害時特別準備金会計収支報告書

自 令和7年 4月 1日

至 令和8年 3月 31日

収入の部

(単位 : 円)

科目	金額
前年度繰越金	11,000,000
内訳 定期預金	
普通預金	2,898,009
支出小計	13,898,009
資源回収会計からの繰入金	281,960
預金利息	21,700
合計	14,201,669

支出の部

(単位 : 円)

科目	金額
支出対象なし	0
	0
支出小計	0
次年度繰越金	11,000,000
内訳 定期預金	
普通預金	3,201,669
繰越小計	14,201,669
合計	14,201,669

上記の通りご報告致します。

上麻生東町内会

会長

平野光明



会計

宇津木 茂夫



監査した結果、正確に収支されていることを認めます。

令和 8年 4月 5日

監事

月村 高志



監事

鍋島 将行



細則第4条 役員の慰労金 一部変更の報告

変更の理由 昨今、町内会運営に対して理事の担い手が少ない中、規約で理事の任期が無い中で、継続的に理事として活動している方が、15年を過ぎた後は慰労金が捻出できない規約を見直し、慰労金の対象期間15年限度という細則の廃止を理事会にて検討。理事として町内会で活動していた在籍期間に対する慰労金捻出が望ましいと結論。変更に当たり、会則に則り定例理事会にて承認されました。

・適用会則は下記の通り

第8章

会則・細則の改廃

16条 本会則の改廃は、総会の決議による。

17条 本会則は、その運営にあたり、必要ある時、細則を定める。
改廃は、総会出席者の過半数を以て、承認とする。

細則は、理事会の承認を経て施行される。

変更前

第4条

役員の慰労金

役員とは、会則第5章8条による。

この規定による【理事】とは、会則に定められた、総会承認の理事で、定例会議・定例行事に過半数出席した理事とする。

理事は、任期2年以内、再任・継続を承認している。

理事は、1年任期を基礎とし、支給額は、1年任期2,000円とする。

追加加算1年ごと、2,000円、対象期間は15年限度とする。

会長・30,000円 副会長・20,000円とする。

組長は、任期1年が原則、任期終了時に1,000円相当の粗品とする。

支給の時期は、任期終了、年度総会終了後とする。

任期途中に逝去された場合も同額とする。

変更後

第4条

役員の慰労金

役員とは、会則第5章8条による。

この規定による【理事】とは、会則に定められた、総会承認の理事で、定例会議・定例行事に過半数出席した理事とする。

理事は、任期2年以内、再任・継続を承認している。

理事は、1年任期を基礎とし、支給額は、1年任期2,000円とする。

追加加算1年ごと、2,000円。

※削除（対象期間は15年限度とする。）

会長・30,000円 副会長・20,000円とする。

組長は、任期1年が原則、任期終了時に1,000円相当の粗品とする。

支給の時期は、任期終了、年度総会終了後とする。

任期途中に逝去された場合も同額とする。

第6条

本細則は令和8年4月26日から施行する。

令和8年度 事業計画 (案)

	主たる 事業
4月	令和7年度組長及び退任理事へ慰労金贈呈 令和8年度 新入学児童へお祝い品贈呈 麻生川桜まつり清掃パトロール協力参加 令和7年度定期総会開催
5月	麻生区町会連合会・麻生防犯協会・麻生区防火協会・社会福祉協議会等々、総会参加推進 町内会費集金・赤十字共同募金運動推進活動 第一回麻生区総合防災訓練協力参加（柿生中学校） 納涼盆踊り大会開催準備 令和7年度定期総会資料配布 町会だより発行（第81号）
6月	納涼盆踊り大会開催準備 納涼盆踊り大会案内状発送 防災資機材及び備品等確認（棚卸し）
7月	納涼盆踊り大会・ポスター作成・回覧資料配布 納涼盆踊り大会開催
8月	麻生区自主防災組織連絡協議会 全体会議参加推進 町会だより発行（第82号）
9月	敬老の日 対象者への記念品贈呈 市内統一美化活動推進
10月	あさお区民まつり協力参加推進 あさお区民運動会参加推進 第二回麻生区総合防災訓練協力参加推進 赤い羽根共同募金 町会だより発行（第83号）
11月	麻生区廃棄物減量指導員連絡協議会参加推進 自主防災訓練開催 自主防災隊避難所運営会議参加推進 町内会会員向け見学会
12月	年末たすけあい募金 年末・年始の行事確認 年末大掃除、白根会館周辺及び、会館内清掃
1月	どんど焼き開催 麻生地区消防出初式参加推進 麻生地区3団体主催・賀詞交歓会参加推進
2月	社会福祉協議会への協力 令和9年度新入学児童調査 町会だより発行（第84号）
3月	令和8年度定期総会開催準備 麻生川桜まつり役割分担確認及び清掃パトロール協力参加
他	定例理事会・原則、毎月の第1日曜日、開催 市政だより等々、官公物資料配布

令和8年度一般会計収支予算 ~~(案)~~

自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月31日

収入の部

(単位：円)

科目	前々年度決算額	前年度決算額	今年度予算額	増減	摘要
繰越金	3,467,538	3,523,492	3,169,271	△ 354,221	
町会費	1,776,000	1,760,750	1,800,000	39,250	
寄付金	397,000	469,122	400,000	△ 69,122	納涼大会等々
繰入金	279,666	281,959	281,959	0	資源回収会計から
その他	675,759	676,127	200,000	△ 476,127	行政助成金等々
合計	6,595,963	6,711,450	5,851,230	△ 860,220	

支出の部

(単位：円)

科目	前々年度決算額	前年度決算額	今年度予算額	増減	摘要
総務部	2,520,398	2,870,508	3,850,000	979,492	椅子・机購入費用として100万円増額
広報部	48,023	75,235	100,000	24,765	
生活環境部	51,453	39,563	50,000	10,437	
防災部	371,135	474,811	500,000	25,189	防災資材購入予算として20万円増額
負担金	81,462	82,062	82,062	0	町会連合会等々
予備費			1,269,168	1,269,168	
繰越金	3,523,492	3,169,271	0	△ 3,169,271	
合計	6,595,963	6,711,450	5,851,230	△ 860,220	

令和7年度理事名簿

地区	理事名	地区	理事名
仲村 地区	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>副会長 奈良 康夫 宇津木 茂夫 伊藤 雅浩 佐野 豊 桑名 康子 福地 喜久美 工藤 恭子</p> </div> <div style="width: 45%;"></div> </div>	亀井	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"></div> <div style="width: 45%;"> <p>平野 学 林 建 会長 平野 光明 千田 一布 鴨志田 咲二 三橋 由佳 副会長 小山田 秀雄 小島 敏之 福原 光彦 勝又 健 岩田 亮一 嘉村 修</p> </div> </div>

在籍期間に順じ、記載

令和8年度理事名簿 (案)

地区	理事名	地区	理事名
仲村 地区	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>奈良 康夫 宇津木 茂夫 佐野 豊 桑名 康子 鈴木 勉 熊澤 照公 佐藤 俊道 工藤 一士</p> </div> <div style="width: 45%;"></div> </div>	亀井 地区	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"></div> <div style="width: 45%;"> <p>平野 学 副会長 林 建 会長 平野 光明 千田 一布 鴨志田 咲二 三橋 由佳 副会長 小山田 秀雄 小島 敏之 福原 光彦 勝又 健 三田 雅之 赤坂 美加子 青木 徳子 ア-バ` 北` 1-担当理事 ア-バ` 北` 1-担当理事</p> </div> </div>

在籍期間に順じ、記載

上麻生東町内会会則

第1章 名称及び事務所

- 1条 本会は、上麻生東町内会と云い事務所を麻生区上麻生6-15-1（麻生水処理センター敷地内）白根会館に置く。
白根会館とは、麻生水処理センター建設に際し、協力地元住民へ還元施設として建設された、麻生水処理センター会議室である。
その使用に関し、川崎市建設局と当町内会は協定書を締結している。

第2章 設立の目的

- 2条 本会は、会員が相互に親睦と融和をはかり、安全・安心を第一とした住み良い環境の町づくりに、協力しあい、自主的に参加することを目的とする。

第3章 事業内容

- 3条 本会は、第2条の目的を達成するために、会長を統括として、次の事業部を置き、本会の、運営・推進にあたる。
- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 総務部 | 会議の運営、庶務、渉外事項、福祉・文化の推進等々 |
| 2 広報部 | 広報活動（広報紙の発行・取材・撮影・掲示板管理） |
| 3 生活環境部 | 生活環境の改善、保健衛生関係 |
| 4 防災部 | 非常時防災、交通安全、防犯・防火対策、その他 |

*会長は、各事業部を統括、地域の各種団体、麻生区町会連合会、行政機関と、連絡を緊密に図り、本会運営の円滑化に努める。

第4章 組織・会員

- 4条 本会は、上麻生6丁目・7丁目に居住し、本会の目的に賛同する住民で構成される。
但し、6丁目の一部地域（柿生駅前町内会区域）及び独立した自治会の居住者はのぞく。
- 5条 本会の会員は、第4章4条に定める区域に住所を有する世帯とする。
- 1 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
 - 2 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
 - 3 会員が次に該当する場合には退会したのものとする。
 - (1) 第4章4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より第4章5条1に定める退会の届け出があった場合
 - 4 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。
- 6条 会員が、本会の設立の目的に著しく違反する行為を行った、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の多数の同意の承認によりこれを除名することができる。
- 7条 本会は、その運営上、亀井・仲村地区を設定する。
地区の会員数に応じて、組を組織し状況に合わせて地区担当理事を置き、本会は、構成される。

第5章 役員（理事・監事）・組長

- 8条 本会、役員を選任は、次の通りとする。
- 1 理事は、会員の互選とし、総会出席者の過半数を以て承認する。
 - 2 理事は、翌年度の会長1名・副会長2名・会計2名を互選して理事会で承認する。
 - 3 監事は、2名 会員の中から、推薦により、理事会で承認する。
 - 4 組長は、組ごと、会員の互選とする。

9条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括し、円滑化を図る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長空席の時は、即時に代理する。
- 3 会計は、一般会計・会館会計・資源回収会計及び、災害時特別準備金会計の経理を司る。
- 4 理事は、本会の業務推進にあたり、4事業部のいずれかに各々属する。各事業部理事は、部長を選任、その主導に従い、業務を推進する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 6 地区担当理事は、担当地区の各組と連携を密にし、任にあたる。
- 7 組長は、組の会員を代表し、その業務を執り行う。

10条 役員の任期は、2年以内。但し、再任は妨げないとする。

第6章 会 議

11条 本会は、理事会及び総会を、定例会として開催する。

その他、必要に応じて、会長は会議を召集し、開催する事が出来る。

- 1 定例理事会は、毎月第1日曜日の開催を原則とする。
- 2 定期総会は、毎年4月第4日曜日の開催を原則とする。
- 3 決議事項は、出席者の過半数を以て承認とする。

12条 本会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 1 専門委員会委員は、役員をもってあてる。
- 2 専門委員会は、必要に応じて外部有識者を委員にあてることができる。

第7章 会 計

13条 本会の経費は、会費、補助交付金、寄附金、事業収入その他、収入をもって、これにあてる。

14条 会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

15条 本会の会費は、1世帯あたり月額250円とする。
金額変更は、理事会で決め総会の承認を受ける。

第8章 会則・細則の改廃

16条 本会則の改廃は、総会の決議による。

17条 本会則は、その運営にあたり、必要ある時、細則を定める。

改廃は、総会出席者の過半数を以て、承認とする。

細則は、理事会の承認を経て施行される。

附 則

本会則は平成16年4月1日から施行する。

本会則は平成19年4月1日から改正施行する。

本会則は平成29年4月23日から改正施行する。

本会則は令和2年4月5日から改正施行する。

本会則は令和4年5月22日から改正施行する。

上麻生東町内会細則

第1条 理事定数

会則第5章・8条1項による理事の定数は、30名以内とする。

第2条 会費の徴収、金銭の授受について

会則第7章・15条の会費は、年間分（250円×12）として組長が所定の領収書を以て、会員から徴収し、地区担当理事は、組長から会費を取りまとめ会計に収める。その他、金銭の授受同様の手順とする。
途中入会は、月割りとして年度末3月までの会費を納める事とする。
会則7章・15条の世帯とは、住居及び生計を共にする者の集団とする。（広辞苑に拠る）

第3条 退会による会費返金について

第4章・5条3項、4項により本会を退会及び会員資格を喪失した会員から申し出があった場合、月額計算で返金する事とする。ただし、原則、申し出の翌月からの返金とする。

第4条 役員の慰労金

役員とは、会則第5章8条による。
この規定による【理事】とは、会則に定められた、総会承認の理事で、定例会議・定例行事に過半数出席した理事とする。
理事は、任期2年以内、再任・継続を承認している。
理事は、1年任期を基礎とし、支給額は、1年任期2,000円とする。
追加加算1年ごと、2,000円
役職加算は、正副会長に限る。在任期間に関わらず、一律
会長・30,000円 副会長・20,000円とする。
組長は、任期1年が原則、任期終了時に1,000円相当の粗品とする。
支給の時期は、任期終了、年度総会終了後とする。
任期途中で逝去された場合も同額とする。

第5条 弔慰金について

- 1（趣旨）
この規定は、上麻生東町内会・会員及び役員の逝去に際して、その方法について必要事項を定める。
- 2（定義）
この規定において、【会員】とは、上麻生東町内会に加入している、世帯主及び同一家族を云う。
【役員】とは、会則第5章8条に定める、理事・監事を云う。
- 3（弔慰金の額）
 - ・会員逝去の時は、弔慰金5,000円とする。
 - ・役員逝去の時は、5,000円相当額の生花等、及び弔慰金5,000円とする。
- 4（贈与の時期）
生花等は告別式前日、又は当日とする。
弔慰金は、時宜をみて贈るとする。
例外を除き、事由が生じてから1年を適用期間とする。
- 5（報告）
会員・役員は、この規定に定める事象が生じた時は、速やかに会長に報告する。
- 6（その他）
この規定に定める他、必要事項は会長が適宜に処理する。

第6条

本細則は平成16年4月1日から施行する。
本細則は平成19年4月1日から施行する。
本細則は平成29年4月1日から施行する。
本細則は令和2年4月5日から施行する。
本細則は令和3年11月7日から施行する。
本細則は令和8年4月26日から施行する。

附記 上麻生東町内会 個人情報取扱いについて

- 第1条 この取扱方法は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。
- 第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」と云う）等を遵守すると共に、当町内会活動において個人情報の保護に努める。
- 第3条 本会は、この個人情報取扱方法を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。
- 第4条 当町内会における個人情報の管理者は、会長・地区担当理事とする。
- 第5条 当町内会における個人情報の取扱者は、町内会理事に限定する。
- 第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に用いない。又、職務を退いた後も同様とする。
- 第7条 本会は、会長が当町内会加入申込書を受理することで、個人情報を取得する。
- 第8条 本会が保有する個人情報は、次に掲げる活動等の際に使用する。
1. 会費の請求、管理、その他文書の配布
 2. 入学祝、敬老祝等の対象者把握
 3. 災害時の避難、緊急時の支援活動等
- 第9条 個人情報は、会長と地区担当理事が保管するものとする。
- 第10条 個人情報は、次の場合を除き、事前の本人の了解なく第三者に提供しない事とする。
1. 会員から個人情報を取得する際に伝えて、了解されている範囲で、提供すること。
 2. 法令に基づく場合。
 3. 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合。
 4. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成推進に必要とされる場合。
 5. 国の機関、もしくは地方公共団体又は、その委託を受けた者が、法令の定める事務遂行に際し、協力を必要とする場合。
- 第11条 会員は第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し、訂正等を求めることができる。
- 第12条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。
この場合において、管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止と、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。
- 第13条 当町内会における、開示請求書及び苦情相談窓口は、総務部長とする。
- 第14条 個人情報取扱いについての改廃は、理事会の決議による。
- 附 則 本規約は平成30年4月22日から施行する。
本規約は令和2年4月5日から施行する。



市内統一美化活動の日は、町内各所で多くの方々が美化活動をしました。綺麗になるだけでなく、地域のコミュニケーションをとれる素敵な時間になりました。



あさお区民運動会 at 環境センター
上麻生東町内会として集まり易く参加し易い場所
で毎年開催しています。



選手宣誓は、町内会在住の鍋島君が、堂々と大きな声で宣誓してくれました。

町内会としては玉入れに参加！他にも無料で参加出来る競技がたくさんあり、秋晴れの中、いっぱい身体を動かしました。

2026年度は町内の方が沢山参加して、地元開催の運動会を盛り上げていきましょう！



ご長寿全国一位の麻生区！
今年も敬老の日にご長寿会員に心のこもった贈り物をさせていただきました。

体験型 自主防災訓練 体験しておく有事の際に有効です。2025
訓練は何回でもやりましょう！

12月14日(日) 9:30 11:30
開会式 9:30 閉会式 11:30 受付 9:10~11:00 非常用飲料水
となんでも参加体験できます！ アルファ化成品センター
場所：柿生小学校
雨天決行 雨天中止 出入口：東門(東門側) 無料
申込み不要 当日の集合、受付会場(GET)にて当日持ち場でアナウンスします

①受付：非常食・非常用飲料水配布
②防災学習発表ブース(9:30~11:00)
③避難訓練(9:30~11:00)
④防災体験ブース(9:30~11:00)
⑤防災体験ブース(9:30~11:00)
⑥防災体験ブース(9:30~11:00)
⑦防災体験ブース(9:30~11:00)
⑧防災体験ブース(9:30~11:00)
⑨防災体験ブース(9:30~11:00)
⑩防災体験ブース(9:30~11:00)
⑪防災体験ブース(9:30~11:00)
⑫防災体験ブース(9:30~11:00)
⑬防災体験ブース(9:30~11:00)
⑭防災体験ブース(9:30~11:00)
⑮防災体験ブース(9:30~11:00)
⑯防災体験ブース(9:30~11:00)
⑰防災体験ブース(9:30~11:00)
⑱防災体験ブース(9:30~11:00)
⑲防災体験ブース(9:30~11:00)
⑳防災体験ブース(9:30~11:00)

上麻生東町内会 柿生地区総合型地域スポーツクラブ GET



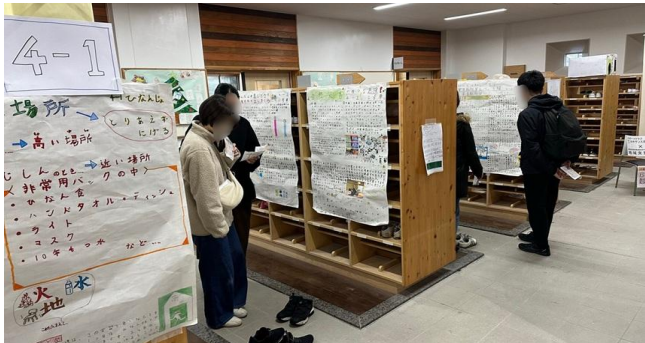
雨天でしたが、室内または屋根ブースで沢山体験できました。炊き出しの『きつね汁』が大人気！！



自己啓発！



柿生小学校の子どもたちとコラボして、防災学習発表や、SDGsの啓発活動のブースも設置





どんど焼きは、竹の切り出しからヤグラ組、御焚き上げと団子焼き、片付けまで一大イベント！生憎の強風で次の日に順延になり、お団子焼きはできませんでした。地域の方々が持ち寄ったお飾りなど滞りなくお焚き上げ出来ました。柿生駅前町内会が天候不良で中止になり、合同お焚き上げをしました。

令和7年度定期総会



令和7年度定期総会において、全ての議案が可決され、滞りなく閉会しました。沢山の会員に参加していただき、また、事前に議案をネットで確認出来るなど新しい取り組みもご評価いただきました。



総会後の懇親会でも様々な意見交換など交流が出来、町内会は人と人で繋がっていることを実感できました。対面で言葉を交わすと言葉のみならず表情でその意図をより深く理解出来、コミュニケーションの大切さを実感できた懇親会になりました。



小山田副会長による『三本締め』にて気持ちよく締められたので、上麻生東町内会は安泰です。



前町内会長（令和2年～令和6年）を務めていただいた、平野学さんが、川崎市町内会連合より住民自治活動の振興および会の発展に多大なご尽力をいただいたことが評価され、表彰されました。現在も引き続き、理事としてご尽力いただいています。町内会で輪になって、笑顔の輪をどんどん広げていきましょう！

令和 8 年度会長挨拶

本書は、令和7年度定期総会においてご報告申し上げました内容を取りまとめ、改めて会員の皆様にご報告するために作成したものです。

はじめに、ご多用の中、定期総会にご出席いただきました皆様に、心より御礼申し上げます。また、日頃より町内会活動に対しまして、温かいご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

本総会では、昨年度の事業報告および決算報告、並びに本年度の事業計画や予算案についてご審議いただき、いずれもご承認を賜ることができました。これもひとえに、会員の皆様のご支援とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第です。

昨年度を振り返りますと、各種行事や地域活動を通じて会員相互の親睦を図るとともに、地域の安心・安全に配慮した取り組みを進めてまいりました。防災意識の向上を目的とした活動や、日常の見守り・声かけなど、地道ではありますが大切な活動を継続できましたことは、大きな成果であると感じております。

一方で、社会環境や生活様式の変化に伴い、町内会活動への参加のあり方や運営方法についても、時代に即した工夫が求められております。今後は、無理のない範囲で参加しやすい環境づくりを意識しながら、より多くの皆様に関わっていただける町内会運営を目指してまいります。

本年度におきましても、地域のつながりを大切にしながら、防災・防犯をはじめとする安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。また、各種行事や活動を通じて、世代を問わず交流が深まるよう努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、総会は少し堅い印象があるかもしれませんが、町内会のことを知っていただく大切な機会でもあります。お時間の許す範囲で構いませんので、次回はぜひお気軽にご参加いただければ幸いに存じます。

結びに、会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、今後とも町内会活動への変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

不慣れな会長で皆さんにご迷惑を多々かけると思いますがこれからも宜しく願いいたします

以上、私からの挨拶とさせていただきます。



令和 8 年度会長
平野 光明

備考

上麻生東町内会

